

## 「訪問コンサート&リズム体操」実施に係る注意事項

○実施希望の場合は必ず御確認ください。

### 1 申込について

- ・必ず所定の「申込書」にて申してください。
- ・希望日時と希望ユニットは第3希望まで記載してください。記載が少ない場合や同じユニットしか記載がない場合は、実施自体が不可能になる場合があることを御了承ください。
- ・希望日時は次の2点に合致した日時としてください。
  - ①令和8年9月1日（火）～令和9年2月27日（土）までであること
  - ②文化事業課開所日（日曜、月曜及び祝日を除く日）及び開所時間内（午前8時30分から午後5時15分まで）であること
- ・実施は各施設につき年度内1回です。
- ・ユニット及び体操講師の派遣に係る費用をご負担いただくことはありません。
- ・締め切りは令和8年6月13日（土）必着です。以降の申込には対応できかねます。
- ・申込書の提出は、メール、FAX、郵送または直接文化事業課へ持参してください。
- ・年度内の事業実施回数（全施設合計）には定数があります。定数を超える申込があった場合は、調整及び抽選等行うことがあります。

### 2 実施の目安について

- ・ユニット、リズム体操の実施時間は、それぞれ準備、片付け含みコンサートは原則30分以上1時間以内、リズム体操は原則15分以内といたします。
- ・ユニット、リズム体操の派遣は同じ日とし、別々の日に行うことは出来ません。

### 3 リズム体操について

- ・体操講師を指定することはできません。
- ・御希望いただいた日時、ユニットの調整を優先いたします。その日時に体操講師の都合がつかない場合は、リズム体操の実施が不可能になることがあります。

### 4 実施日時及びユニットの決定について

- ・申込締め切り後、ユニット及び体操講師との調整が完了次第文化事業課から結果を御連絡いたします。

- ・上記結果連絡後、実施内容等調整のため7月末日までにユニット及び体操講師から各施設へ直接御連絡いたします。万が一連絡がない場合は文化事業課まで御連絡ください。
- ・実施が困難になった場合や日時が変更になった場合は、御連絡をお願いいたします。
- ・日程の変更は、実施期間内（令和9年2月27日まで）にさせていただくようお願いいたします。ユニット及び体操講師の調整が見つからない場合は、派遣できないことがあります。

## 5 実施に向けた準備や実施当日について

- ・実施に向けた準備、内容調整等の協議については、各施設にてユニット、体操講師と直接やり取りをお願いいたします。この協議の内容、結果は文化事業課へ御報告いただく必要はありません。
- ・ユニット、体操講師によっては駐車場を希望する場合がありますので、その場合は各施設にて駐車場の確保をお願いいたします。
- ・原則として実施当日の文化事業課の立ち合いはありません。ただし、状況調査等で立ち合いする場合があります。その際は事前に御連絡いたします。

## 6 実施後について

- ・実施後2週間以内に文化事業課へ「実施報告書」を提出してください。提出にあたっては出演ユニット及び体操講師、子どもたちの様子等がわかる写真の添付をお願いいたします。※いただいた写真は文化事業課の実施記録としてのみ使用いたします。
- ・提出はメール、郵送または直接文化事業課へ持参してください。
- ・「実施報告書」は文化事業課がユニットへ謝礼金を支払う履行確認書類のため、必ず提出をお願いいたします。

## 7 その他

- ・ユニット及び体操講師への金品の提供等は御遠慮ください。

以 上